

尾原ダム水力発電施設
設置・運営事業

募集要項

令和7年1月

国土交通省中国地方整備局

目次

1 目的	1
2 募集する事業の内容	1
(1)募集の概要	1
(2)事業箇所	1
(3)事業期間	2
(4)本発電施設の仕様	2
(5)ダム本体の概要	2
(6)電気事業者との系統連系	2
(7)費用の負担等	3
3 募集等の日程	3
4 参加資格要件	4
5 プロポーザルの手続き	6
(1)募集要項等の配布	6
(2)募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表	6
(3)現地見学の受付及び実施	6
(4)プロポーザル参加申込の受付	7
(5)資料の貸与	8
(6)企画提案書等、書類の受付	8
(7)プロポーザル参加に際しての注意事項	10
6 評価に係る事項	11
(1)評価方法	11
(2)ヒアリングについて	11
(3)評価基準	12
(4)詳細な応募資格確認書類の受付	13
7 基本協定の締結	13
(1)協議の実施	13
(2)基本協定の内容	14
(3)新会社の設立	14
8 留意事項	14
(1)言語、通貨、単位について	14
(2)個人情報保護	14
(3)守秘義務	14
(4)その他	14
9 問合せ及び各書類等の提出先	14

※ 用語の定義

本募集要項において、以下のとおり用語を定義します。

(1) 応募者

本プロポーザル募集に応募する者

(2) 参加資格者

「5 プロポーザルの手続き」の「(4)プロポーザル参加申込の受付」により申請書類等を提出し、参加資格を有する旨の通知を受けた応募者

(3) 提案者

「5 プロポーザルの手続き」の「(6)企画提案書等、書類の受付」により企画提案書等を提出した参加資格者

(4) 最優秀提案者

「6 評価に係る事項」の選定委員会において、最も評価点の高い提案者

(5) 優秀提案者

「6 評価に係る事項」の選定委員会において、2番目に評価点の高い提案者

(6) 事業候補者

本募集による水力発電事業について、国土交通省中国地方整備局(以下、「中国地方整備局」という。)と基本協定締結及び法令上の許可等手続きを行う権利を有する者

(7) 発電事業者

水力発電施設設置に係る中国地方整備局との基本協定の締結、法令上の許可等を受け、水力発電事業を実施する者

1 目的

中国地方整備局出雲河川事務所(以下、「出雲河川事務所」という。)は、尾原ダム(以下、「本ダム」という。))について、本ダムの包蔵する未利用の水力エネルギーを有効活用した再生可能エネルギー活用によるカーボンニュートラルの推進と、ダム所在地の地域振興を図るため、尾原ダム水力発電施設(以下、「本施設」という。)の設置・運営を計画しています。

尾原ダム水力発電施設設置・運営事業(以下、「本事業」という。)は、本施設について、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な整備及び維持管理・運営を実現するものです。

本募集は、出雲河川事務所が、本ダムの放流水を利用して本事業(完全従属)を行う事業者の提案を募集するものです。

出雲河川事務所は、応募された提案について、本施設の設置運営が可能な一定基準以上の技術、実績、資金力等の観点から評価し、法令上の許可等手続及び中国地方整備局との基本協定締結の協議を行う事業者の順位を付けることを目的とします。

2 募集する事業の内容

(1)募集の概要

発電事業者(事業候補者)は、本ダムの放流水を活用した本施設の設置運営に係る事業計画、資金計画、電気工作物等の設計・施工、管理運営等の取り組みについて、自らの責任において実施するものとします。

なお、本施設を設置・運営するにあたり、事業候補者は、特定多目的ダム法施行規則第7条に基づくダム使用権の設定申請等、必要な法令上の許可等手続及び中国地方整備局との基本協定締結が必要となります。

(2)事業箇所

本施設の立地条件の概要は次のとおりです。

本施設の名称	尾原ダム水力発電施設
所在地	一級河川斐伊川水系斐伊川河川区域内 (島根県雲南市木次町平田地内)
敷地面積	別紙2 箇所図・用地図に示す範囲
地域地区	都市計画区域外

事業場所の詳細については、以下の資料も参照してください。

- ・別紙1 :位置図
- ・別紙2 :箇所図・用地図

(3)事業期間

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)(以下、「河川法」という。)第 23 条の2に基づく登録期間(10 年間)となりますが、完全従属のため従属元の登録期間に合わせることとなります(登録後、かつ河川法第 24 条及び第 26 条第一項許可後に発電所建設工事を開始することができます。)。なお、登録期間については、更新することができます。

本事業を終了する場合は、中国地方整備局との基本協定に基づき、本施設を発電事業者の責任及び費用負担において速やかに撤去することを基本とします。

本施設の運用開始は令和13年4月からを想定していますが、社会情勢や経済動向等によって前後する可能性があるとして想定されます。その場合は、発電事業者(事業候補者)の責において、関係機関等と協議等、本施設の運用時期を調整する必要があります。

(4)本施設の仕様

本施設の仕様は、基本的には事業候補者の提案によるものとします。

ただし、発電事業者(事業候補者)は別添の「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 条件書」(以下、「条件書」という。)を遵守してください。

また、関係各種法令等を遵守するとともに、本ダムの運用に支障がない範囲で定めるものとし、最終的には出雲河川事務所の承認を得た後に決定します。

発電に使用する水量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属することとします。使用水量の検討に必要なダム地点の流量年表、ダム本体等の設計図は別途配布します。

(5)ダム本体の概要

本ダムの構造及び諸元は次のとおりです。

形式	重力式コンクリートダム
流域面積	289km ²
ダム高	90m
洪水時最高水位(SWL)	EL216.5m
平常時最高貯水位(NWL)	EL205.0m
洪水貯留準備水位	EL195.5m
最低水位(LWL)	EL174.0m

(6)電気事業者との系統連系

発電事業者となる者は、一般送配電事業者または配電事業者と系統接続に関する契約が必要です。なお、系統連系に関する契約不可となった場合、または契約の可能性がないと出雲河川事務所が判断した場合は、優秀提案者を交渉相手とし、必要な手続きを行います。優秀提案者も同様の場合は、次点者を交渉相手とし、以下、評価値が基準点以上の提案者まで順次同様に交渉し、手続きを行います。

(7)費用の負担等

ア ダム建設費に関する負担

発電事業者は、特定多目的ダム法第 27条に基づき、多目的ダムによる流水の貯留を利用して発電を行うことによる効用から算定される推定の投資額を勘案して算出した額を負担することとします。当該費用については、事業候補者の提案内容に基づき、出雲河川事務所が別途提示します。

また、当該費用の算出結果がマイナスとなる場合(以下、「妥当割れ」という。)には、ダム建設費関する発電事業者の負担は発生しないものとします。

なお、水力発電と相互に効用を兼ねる兼用工作物であるダムの取水設備については、河川法第 17 条及び第 66 条に基づく発電事業者の費用負担を中国地方整備局長と協議のうえ定めます。

イ ダム管理費等に関する負担

本ダム管理費等(以下、「維持管理負担金」という。)の額は、特定多目的ダム法第33条に基づき負担することとし、事業実施に係る基本協定及び運用開始前に締結する管理に関する協定において定めたものを負担することとします。

維持管理負担金は、特定多目的ダム法施行令第 19 条第 2 項に基づき、各年度の本ダムの維持管理費へ建設費に関する負担割合を乗じた額とすることを原則とします。

ただし、妥当割れが生じる場合には、特定多目的ダム法施行令第 19 条第 3 項に基づき、中国地方整備局が他のダム使用权者の意見を確認するとともに、事業候補者と協議して定めるものとします。なお、この場合の発電事業者の最小負担割合は 0.1%を想定しています。

また、事業候補者は、河川法第 23 条、第 24 条、第 26 条等の許可を受ける必要があるほか、発電事業者は、島根県流水占用料等徴収条例第 2 条に基づき、流水及び土地の占用料(以下、「流水占用料等」という。)を納付する必要があります。流水占用料等の額は、島根県流水占用料等徴収条例により算出した額となります。

加えて発電事業者は、国有資産等所在市町村交付金法第20条に基づき、本事業に係るダム所在地交付金相当額を国に納付し、その後、国が雲南市にダム所在地交付金を交付することとなります。

その他、本事業に関するリスクは、国の責めに起因する場合を除き、原則として発電事業者(事業候補者)が負うものとします。

なお、想定されるリスクは別紙3のとおりです。

3 募集等の日程

(1)募集要項等の公表・配布

令和7年1月20日(月)～ 令和7年 3 月 10 日(月)午後5時

(2)募集要項等に関する質問受付

令和7年1月21日(火)～ 令和7年9月26日(金)午後5時

(3)現地見学の受付

令和7年1月20日(月)～ 令和7年1月30日(木)午後5時

(4)現地見学の実施

令和7年2月4日(火)～ 令和7年2月7日(金)

※詳細な日程については別途通知します。

(5)プロポーザル参加申込受付

令和7年1月21日(火)～ 令和7年3月10日(月)午後5時

(6)参加申込確認結果の通知

令和7年3月26日(水)午後5時まで

(7)企画提案書等、書類の受付

令和7年3月17日(月)～ 令和7年11月28日(金)午後5時

(8)ヒアリング

令和7年12月上旬(予定)

4 参加資格要件

- (1)本募集に参加できる者は、本ダムにおいて本施設の設置運営が可能な一定基準以上の技術、資金力等を有するほか、次の要件のすべてを満たす事業者とします。

本募集に複数で参加するもの(応募者が連合体であるとき)は、構成する応募者全体で次の要件をすべて満たすことも可とします。

ア 応募者が提案する発電施設の仕様等に応じて、法令で定められたダム水路主任技術者及び電気主任技術者を確保できること。

(第1種のダム水路主任技術者は自社の社員を選任すること。第3種以上の電気主任技術者は、外部委託も可とする。)

イ 本事業と同種または類似の事業の実績を有する者であること。あるいは、現在、それに着手していること。同種(類似)事業とは次のことをいう。

(ア)同種事業：ダムにおける水力発電設備の工事及び運営

(イ)類似事業：ダム以外での水力発電設備の工事及び運営

※ダムとは、河川管理施設等構造令第3条で定めるダムのこと。

(流水を貯留することを目的とした、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上のダム)

※工事とは「事業者としての工事発注」または「元請けとしての工事受注」のこと。

- (2)複数の事業者で構成する連合体による応募の要件は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとします。

ア 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する構成員を代表者としてあらかじめ定めること。

また、連合体の構成員全てを明らかにし、構成員の役割分担を明確にすること。

イ 原則として提案した本施設の所有及び管理の主体を一元化すること。なお、本施設の所有及び管理の責任は連合体が各自連帯して負うこと。

(3)応募者を構成する事業者は、以下の要件を満たすこと。応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが要件を満たすこと。

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

イ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ウ 以下の(ア)または(イ)の要件を満たすものとする。

(ア) 日本国内に本店または主たる事務所を有する事業者または企画提案書等の提出時までに設置する見込みの者。

(イ) 外国事業者の場合には、日本国内に営業所または支店の登記のある者。

エ 出雲河川事務所が本事業の募集要項等の作成及び評価に関するアドバイザリー業務を委託した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

オ 「6 評価に係る事項」の選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

カ 上記エ及びオにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

5 プロポーザルの手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 配付日時

令和7年1月20日(月)～令和7年3月10日(月)

イ 配布場所

出雲河川事務所のwebサイト上にて配布

<http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/enjoy-dam/hydroelectric-power/>

(2) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和7年1月21日(火)～令和7年9月26日(金) 午後5時(必着)

イ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集」(以下、「様式集」という。)に示す質問書(様式2)を電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Excel としてください。)を添付し提出してください。件名に「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業に関する質問」と記載した上で送信してください。

質問書を提出した場合は、電話にて到着の確認を行ってください。

ウ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

エ 回答

質問に対する回答は、事業者名及び競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、(1)「イ」に示す出雲河川事務所のウェブサイト上で随時公開します。

(3) 現地見学の受付及び実施

応募者のうち設置想定箇所の現地見学を希望する者は、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出してください。

ア 受付期間

令和7年1月20日(月)～令和7年1月30日(木) 午後5時(必着)

イ 提出書類等

様式集に示す現地見学申込書(様式1)を1部提出してください。

ウ 提出方法

応募者は、「イ」の書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Excel としてください。)を添付し提出してください。件名に「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 現地見学の申込」と記載した上で送信してください。申込書を提出した後、電話にて到着の確認

を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

オ 実施日

令和7年2月4日(火) ～令和7年 2 月 7 日(金)

※詳細な日程については別途通知します。

カ その他

現地見学においては、本事業及び募集内容等に係る質問は受け付けません。質問等については、「(2)募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表」に示す期間及び方法で質問書を提出してください。

(4)プロポーザル参加申込の受付

応募者は、「4 参加資格要件」に掲げる参加資格を全て満たしていることを確認した上で、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出し、参加資格の確認を受けてください。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

令和7年1月21日(火) ～ 令和7年3月10日(月) 午後5時(必着)

※行政機関の休日を除く

イ 提出書類等

様式集に基づき、以下の申請書類等を各1部提出してください。

(ア) プロポーザル参加申込書(様式 3-1)

(イ) プロポーザル参加申込附属書類(様式 3-2)

※添付資料:会社概要書(パンフレット等)

(ウ) 担当者届(様式 3-3)

※本募集に関する質疑等の窓口として担当者を選任してください。

(エ) 連合体の構成(様式 3-4)※連合体による参加の場合

(オ) 同種(類似)実績確認調書(工事)(様式 3-5-1)

※添付資料:実績を有していることを証明する書類

(カ) 同種(類似)実績確認調書(運営)(様式 3-5-2)

※添付資料:実績を有していることを証明する書類

(キ) 守秘義務の遵守に関する誓約書(様式 3-6-1)※貸与資料の提供を希望する場合

(ク) 貸与資料申込書(様式 3-6-2)※貸与資料の提供を希望する場合

ウ 提出方法

応募者は、「イ」の書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は PDF としてください。)を添付し提出してください。件名に「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 参加の申込」と記載した上で送信してください。

申込書を提出した後は、電話にて到着の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

オ 確認結果の通知

参加申込の確認結果は、令和7年3月26日(水)午後5時までに電子メールで送付します。

(5)資料の貸与

(4)オにより参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式 3-6-1、3-6-2 を提出した者には、出雲河川事務所から以下に示す貸与資料の提供を行う。

ア 流況

(ア) 尾原ダム 10 ヶ年 2014-2023 年 ダム管理年報

(イ) 尾原ダム 10 ヶ年 2014-2023 年 ダム管理月報

(ウ) 尾原ダム 10 ヶ年 2014-2023 年 ダム管理日報

イ 発電設備の整備・運転条件等

(ア) 尾原ダム操作規則

(イ) 尾原ダム操作細則

(ウ) 尾原ダム異常洪水時防災操作要領

(エ) 尾原ダム特別防災操作要領

(オ) 尾原ダム事前放流実施要領

ウ 地域振興に活用可能な土地等の情報

(ア) 尾原ダム付近平面図

エ 尾原ダムの維持管理費(平成 26 年～令和 5 年度)

オ 令和5年度尾原ダム水力発電設備設計検討業務報告書 他

(6)企画提案書等、書類の受付

参加資格者は、本募集要項や条件書、図面等を確認した上で、「6 評価に係る事項」に掲げる評価基準を踏まえて、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出してください。

ア 受付期間

令和7年3月17日(月)～ 令和7年11月28(金)午後5時(必着)

※行政機関の休日を除く

イ 提出書類等

様式集に基づき、以下の書類を提出してください。なお、出雲河川事務所が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 企画提案書等提出届(様式 4-1)

(イ) 事業遂行能力<事業実施方針・体制>(様式 4-2)

(ウ) 事業遂行能力<経営の安定性>(様式 4-3)

※添付資料:提案者の直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、個別注記表、計算書類の附属明細書における有形固定資産及び無形固定資産の明細(連合体の場合は、代表事業者のみ提出してください。)

(エ) 事業遂行能力<運営の実績>(様式 4-4)

※添付資料:実績を有していることを証明する書類

(オ) 事業遂行能力<リスク管理対応>(様式 4-5)

(カ) 事業計画<収支計画①>(様式 4-6-1)

(キ) 事業計画<収支計画②>(様式 4-6-2)

※資金調達計画、初期投資計画、長期収支計画それぞれを提出

(ク) 事業計画<実施スケジュール①>(様式 4-7-1)

(ケ) 事業計画<実施スケジュール②>(様式 4-7-2)

(コ) 事業計画<実施スケジュール③>(様式 4-7-3)

(サ) 事業計画<発電設備計画①>(様式 4-8-1)

※添付資料:発電施設の計画平面図、施設断面図等

(シ) 事業計画<発電設備計画②>(様式 4-8-2)

(ス) 事業計画<施工方法>(様式 4-9)

※添付資料:施工方法に関する提案内容の補足資料

(セ) 事業計画<維持管理運営方法>(様式 4-10)

※添付資料:維持管理体制、システム構成等、維持管理方法に関する提案内容の補足資料

(ソ) 事業計画<環境への配慮>(様式 4-11)

(タ) 地域振興等(様式 4-12)

ウ 提出方法

参加資格者は、「イ」の書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は、様式集の記載に従ってください。)を添付し提出してください。件名に「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業企画提案書等の提出」と記載した上で送信してください。

なお、提出ファイルが 10MB を超える場合は、「エ」の提出先に電話にて対応の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とします。

(ア)他の参加資格者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

(イ)事業候補者選定終了までの間に、他の参加資格者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(ウ)(6)イに示す提出書類等に虚偽の記載を行うこと。

(エ)(6)イに示す提出書類等に未提出(白紙含む)のものがある場合。

(オ)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて発電事業者(事業候補者)が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

参加資格者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

キ その他

(ア)参加資格者であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

(イ)提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び条件書の記載内容に同意したものとします。

(ウ)提出された企画提案書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ)企画提案書の提出後に辞退をする場合は、提案者は、令和 7 年11月28日(金)午後5時までに、辞退届(様式自由)を「9 問合せ及び各書類等の提出先」に電子メールの添付ファイルにより提出してください。

(オ)いずれの時点においても、辞退に対する罰則等は発生しません。

6 評価に係る事項

(1) 評価方法

- ア 最優秀提案者の選定に当たっては、「6(3)」の評価基準に基づき、提出書類等により評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。
- イ 出雲河川事務所は、本事業の企画提案書等に関する評価について審議を行うことを目的に、有識者により組織された、「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置します。
- ウ 選定委員会において、最優秀提案者及び優秀提案者を決定します。

(2) ヒアリングについて

ア 開催日時

令和7年12月上旬(予定)

詳細日時については別途通知します。

イ 開催場所

出雲河川事務所内会議室(予定)

ウ その他

(ア)開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。

(イ)参加人数は、5名までとします。

(ウ)ヒアリング当日、新たに説明資料を追加することはできません。

(エ)パソコン、プロジェクター等の機材は用意します。仕様については別途通知します。

(オ)参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

(カ)正当な理由がなく指定時間に遅れた場合は、選定委員会への参加を認めることはできません。

- エ 評価結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知するとともに、その概要を出雲河川事務所のウェブサイトで公表します。

(3)評価基準

企画提案の評価基準は以下のとおりです。

評価項目		評価基準	配点
事業遂行能力	経営の安定性	長期に及ぶ発電事業を継続しうる資金力・経営能力を有しているか。 会社経営は安定し信用力が高いか。	10
	運営の実績	水力発電施設設置運営事業(同種・類似)の実績(着手中を含む)を有しているか。	10
	小計		20
事業計画	収支計画	発電事業の収支計画が妥当であり、具体性や実現性は高いか。また、長期間、事業を実施する計画となっているか。	10
	実施スケジュール	事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か。	10
	発電設備	ダム構造や管理設備の安全性に支障がなく、発電設備計画が妥当なものとなっているか。	10
	施工方法	発電設備の施工は、ダム本体工事等の施工方法に支障がなく、希少猛禽類及び河川等周辺環境に配慮した十分な対策がなされているか。	10
	維持管理方法	平常時の管理体制(システム構成を含む)はダムの運用を考慮したものとなっているか。発電施設が事故等により停止した場合の対策は適切か。災害等非常時にダムに貢献する提案がなされているか。	10
	小計		50
水源地域 (雲南市、 奥出雲町) の振興等	地域経済への寄与	地域資金の活用、県内企業の活用、地域の人材の活用において、有効な提案がなされているか。	20
	地域振興	水源地域の自治体が求める地域振興に係る地域のニーズ※において有効な提案がなされているか。	20
	災害時等の貢献	災害等非常時に水源地域に貢献する提案がなされているか。	20
	小計		60
合計			130

※地域ニーズの事例:①発電電力の地域内消費循環、②水源地域ビジョン実現に向けた参画、
③ダム湖深層冷水の活用等新たな水源地域振興の企画提案等

(4) 詳細な応募資格確認書類の受付

最優秀提案者は、「ア」の受付期間内に、「イ」の提出書類等を、「ウ」により提出し、詳細な参加資格の確認を受けることとします。

なお、最優秀提案者の応募資格が認められない場合は、優秀提案者の詳細な応募資格確認を行います。

また優秀提案者も、応募資格が認められない場合は、次点者の応募資格確認を行い、以下、評価値が基準点以上の提案者まで順次同様に確認します。

提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは事業候補者の取り消しを行う場合があるので、十分に注意してください。

ア 受付期間

「6(2)エ」に記載の評価結果通知日から5日以内(閉庁日を除く)

イ 提出書類等

以下の申請書類等を各1部提出すること。

(ア)法令上必要なダム水路主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

(イ)法令上必要な電気主任技術者が選任できることを証明する書類(様式は任意)

ウ 提出方法

最優秀提案者は、「イ」の書類等を電子メールにファイル(ファイル形式は PDF としてください。)を添付し提出してください。件名に「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業 詳細な応募資格確認書類の提出」と記載した上で送信してください。

詳細な応募資格確認書類を提出した後は、電話にて到着の確認を行ってください。

なお、提出ファイルが 10MB を超える場合は、「エ」の提出先に電話にて対応の確認を行ってください。

エ 提出先

「9 問合せ及び各書類等の提出先」のとおり

7 基本協定の締結

(1) 協議の実施

出雲河川事務所が、「6 評価に係る事項」に掲げる評価により決定した最優秀提案者は事業候補者として、本ダムにおいて本施設を設置運営する上での費用の負担割合や施設の管理等について協議を行うものとします。また、基本協定に定める条件書を決定したうえで、両者が合意に至った場合は、中国地方整備局と事業候補者との間で、事業実施等に係る基本協定を締結します。基本協定に定める条件書は、「2(4)」に定める条件書に事業候補者からの提案内容を追加したものを基本とします。

なお、提案内容のうち地域振興事業について、事業期間中の計画変更等は出雲河川事務所との協議によるものとします。また、協議は最優秀提案者から行いますが、両者合意の可能性がな

いと判断した場合は、当該提案者との協議を打ち切り、優秀提案者と協定内容について、協議を行うものとします。

(2)基本協定の内容

基本協定書には、費用の負担割合や精算方法、本施設の完成期限、施設の管理方法、企画提案書の提案事項の遵守、条件書に記載する内容の遵守等について定めます。

(3)新会社の設立

事業候補者が発電事業者として新たに新会社を設立することを希望し、出雲河川事務所がそれによっても本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断する場合には、中国地方整備局は新会社と基本協定を締結します。

8 留意事項

(1)言語、通貨、単位について

企画提案及び基本協定、契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2)個人情報保護

発電事業者(事業候補者)が、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3)守秘義務

発電事業者(事業候補者)は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

(4)その他

提出された企画提案書等は返却いたしません。

9 問合せ及び各書類等の提出先

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町 5 丁目 1 番地

中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第二課

TEL :0853-20-1754

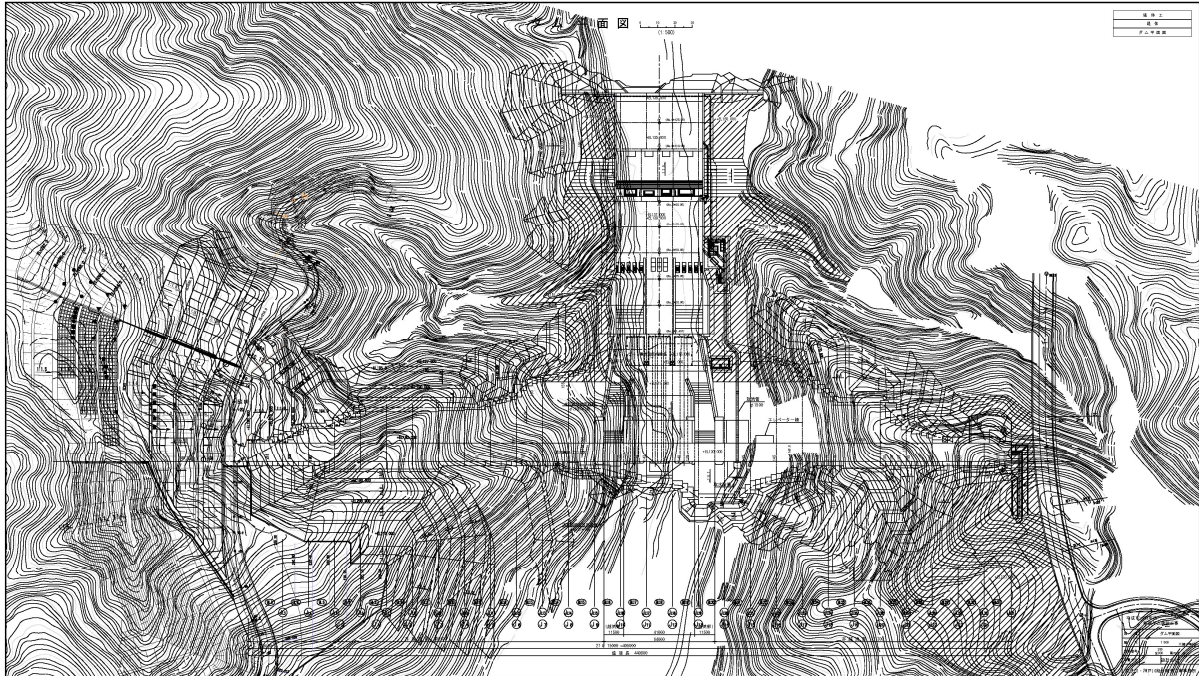
E-mail:hi-ho@cgr.mlit.go.jp(出雲河川事務所管理第二課メールアドレス)

< 公募後の流れ >

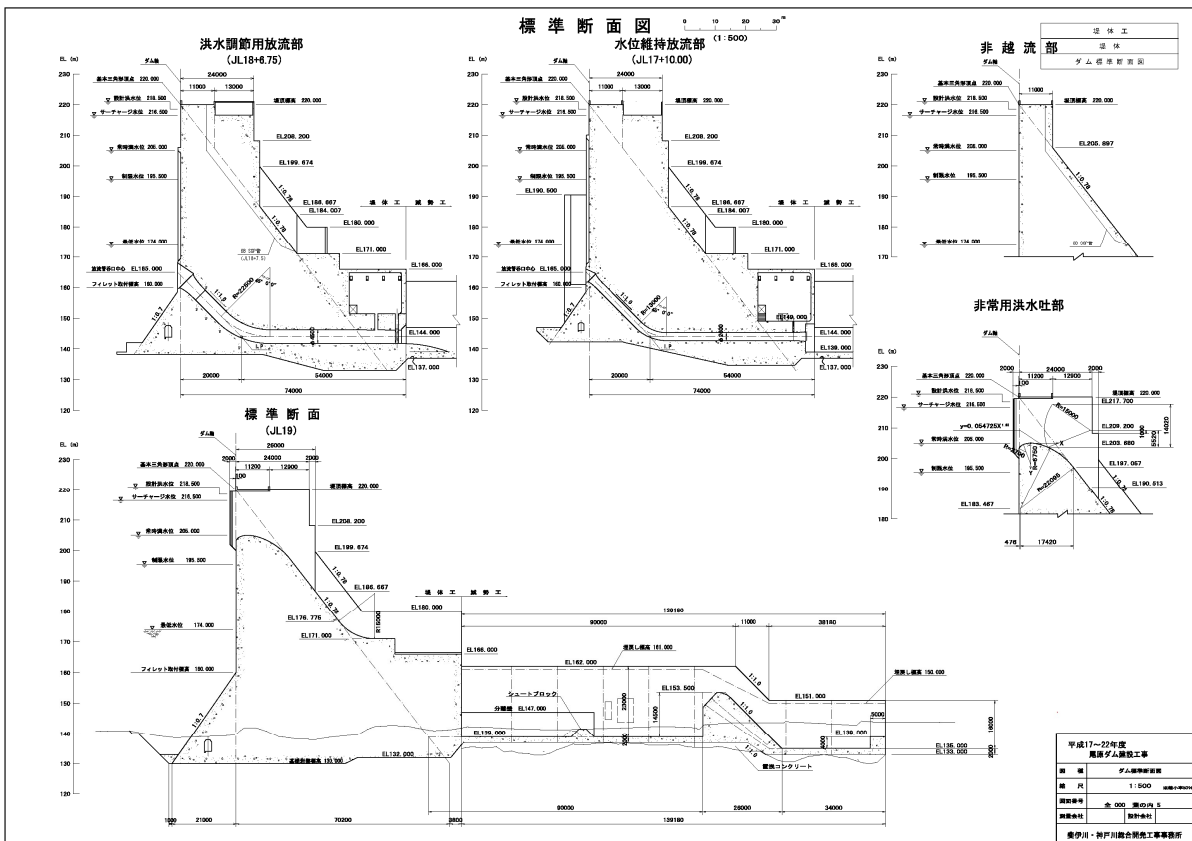
	項 目	提 出 書 類
7年1月20日	公募	
7年1月30日	現地見学の申し込み期限	現地見学申込書(様式1)
7年2月4日 ～7年2月7日	現地見学の実施	
7年3月10日	参加申込の期限	様式3、会社概要書、水力発電設備の工事及び運営実績を証明する書類
7年3月26日	参加申込確認結果の通知	
7年9月26日	質問書の提出期限	様式2
7年11月28日	提案書の提出期限	様式4及び添付資料
7 年 12 月上旬 (予定)	ヒアリング	
8年1月(予定)	選定委員会 最優秀提案者の選定	
「NO」の場合は 優秀提案者に通知	結果通知	
結果通知から 5日以内	詳細な応募資格確認書類の受付	法令上必要なダム水路主任技術者が専任できることを証明する書類 法令上必要な電気主任技術者が選任できることを証明する書類
	特定多目的ダム法、河川法、電気 事業法等の関係法令協議 電気事業者との系統連系協議 ダム使用権設定に係る協議 基本協定締結の協議	
	基本協定締結 河川法上の手続き	

別紙1 位置図

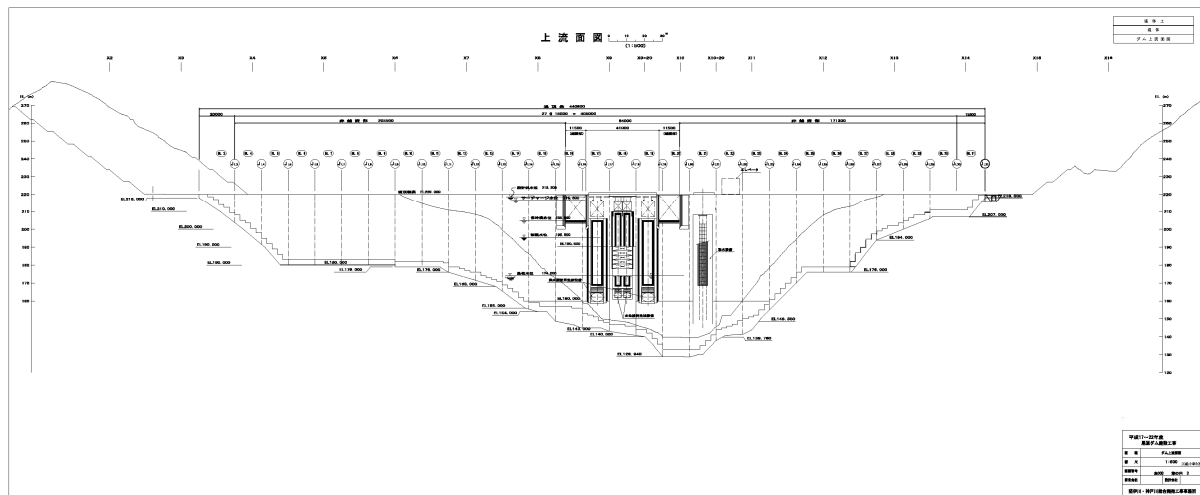
ダム平面図



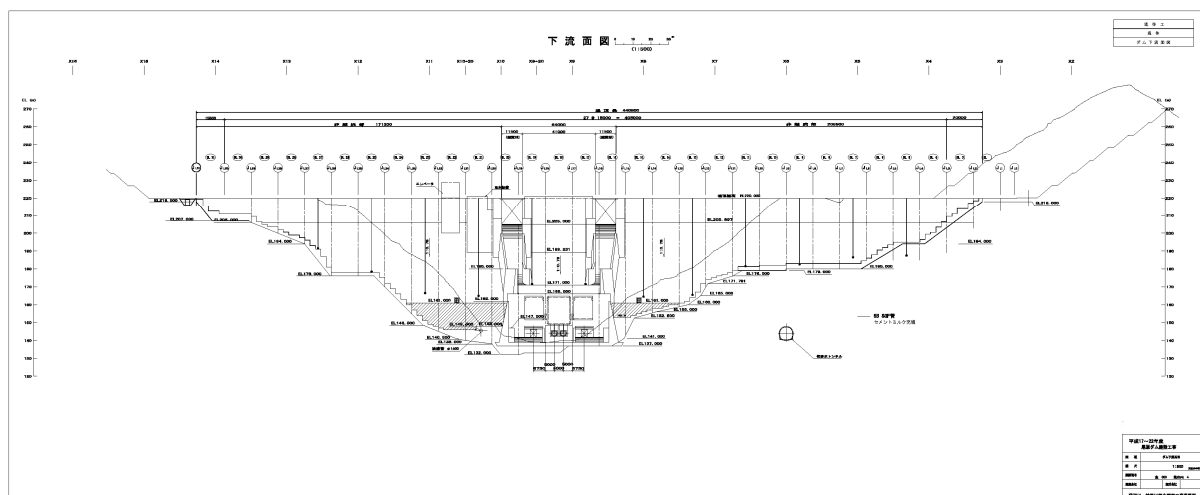
標準断面図



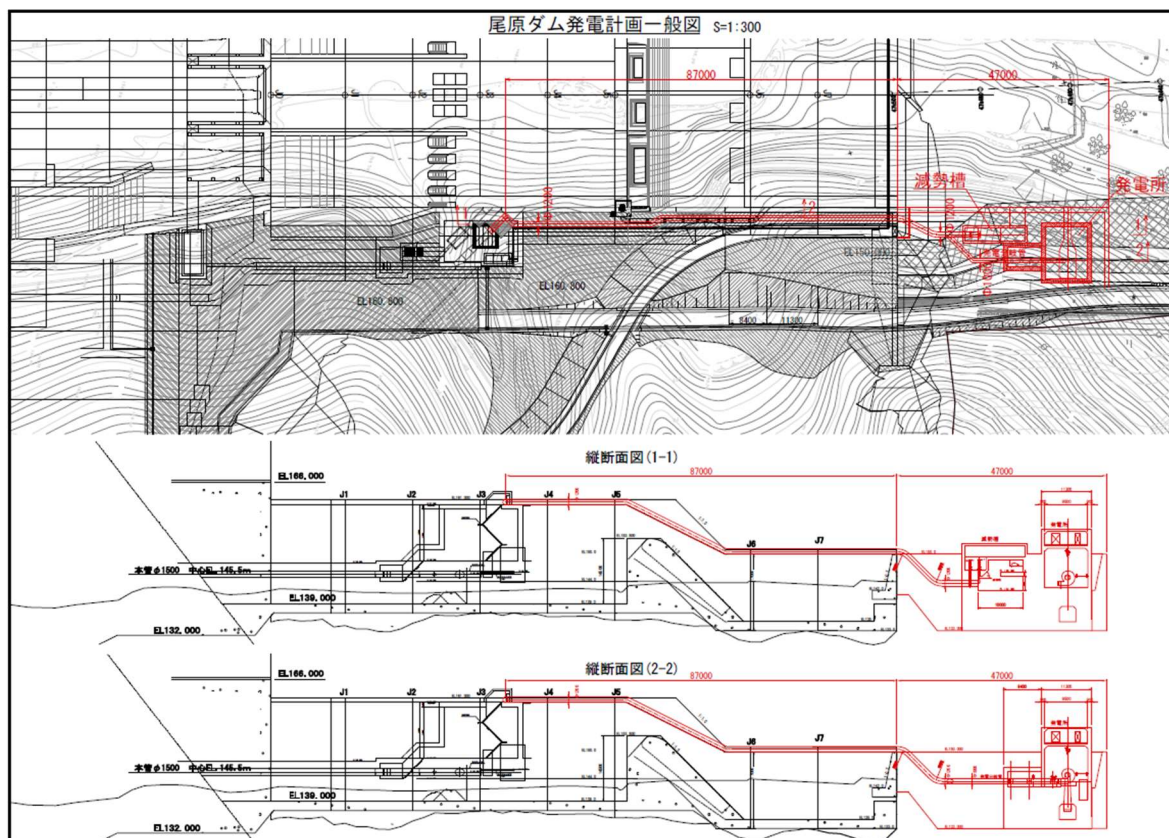
ダム上流面図



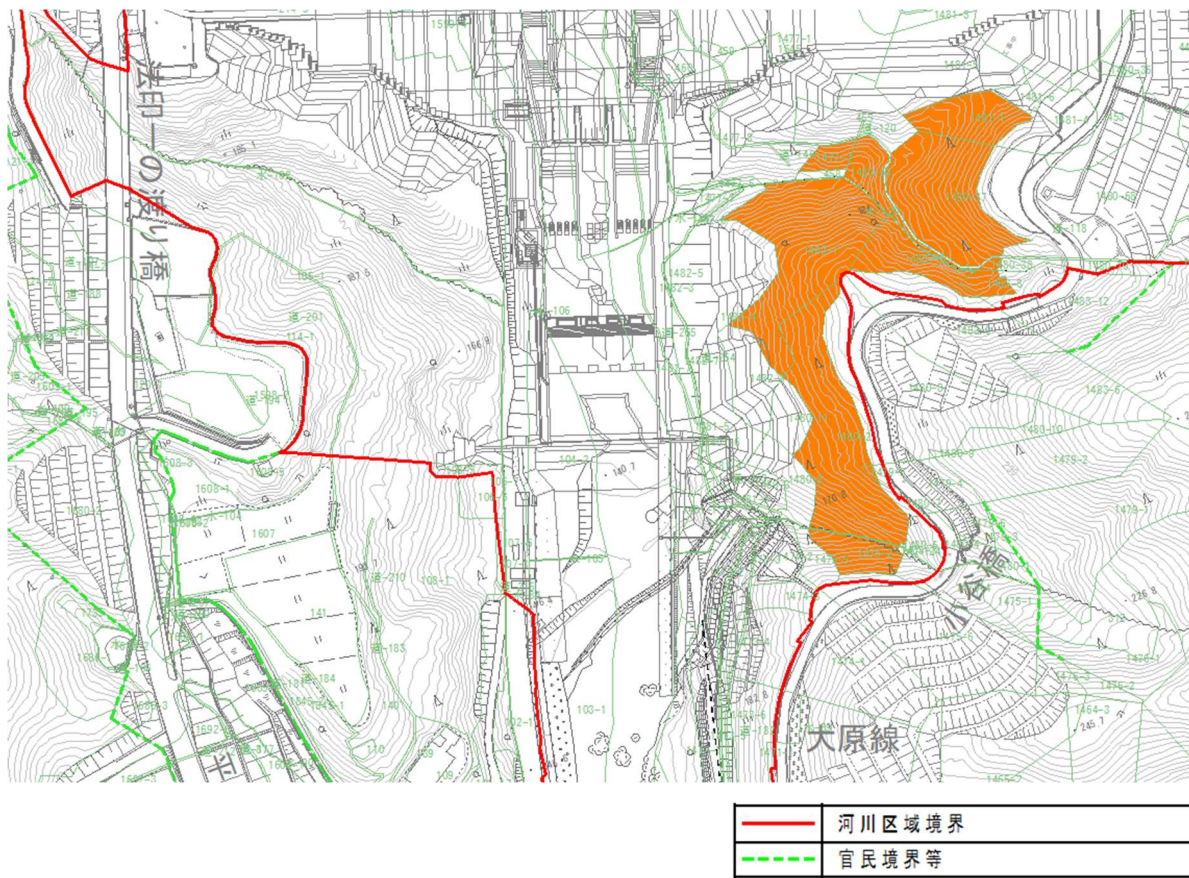
ダム下流面図



尾原ダム水力発電施設(本施設)の想定



用地境界図



別紙3 想定されるリスク

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				国	事業者
各段階共通	政治関連	法制度・法令変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	許認可の新設・変更に関わるもの		○
			事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
		税制リスク	税制等の変更・新設		○
		政治リスク	協定締結に係る決定が得られない場合		○
			政策の変更		○
	社会	住民問題リスク	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟に関するもの		○
			整備業務・運営維持業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの(事業者に帰責するもの)		○
		環境問題リスク	整備業務・運営維持業務における有害物質の排出・漏洩等, 環境保全に関するもの		○
		第三者賠償リスク	整備業務における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○
			運営維持業務における騒音・振動に関するもの		○
			施設の瑕疵による事故に関するもの		○
			施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○
	経済	物価変動リスク	インフレ・デフレに関するもの		○
		金利変動リスク	事業期間中の資金調達にかかる金利の変動に関するもの		○
	履行不	事業者の債務不履行リスク	事業者の事業破綻・事業放棄等		○
			事業者のサービス水準の低下		○
			事業者の義務違反		○
	抗力不可	自然災害リスク	自然災害による損害		○
		人為的災害リスク	暴動、戦争等の人為的災害による損害		○
応募段階	募集要項リスク		募集要項等及び付属書類の誤りに関するもの	○	
			応募費用の負担に関するもの		○
	協定締結リスク		国の事由により、事業者と協定が結べない、協定締結手続に時間がかかる場合	○	
			事業者の事由により、事業者と協定が結べない、協定締結手続に時間がかかる場合		○
整備業務段階	計画・設計	測量・調査リスク	事業者による測量・調査結果に責があるもの		○
		設計リスク	国の提示条件、指示の不備・変更による設計変更・遅延	○	
			事業者の指示、判断の不備による設計変更・遅延		○
		資金調達リスク	融資など必要な資金の確保に関するもの		○

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				国	事業者
整備業務段階	建設	用地取得リスク	対象施設の整備予定地の確保に関するもの 整備業務の実施にあたり、対象施設の整備予定地以外の用地が必要となる場合		○ ○※1
		工事遅延・完工不能リスク	工事が定められた期日より遅延し、または完工しない場合		○
		施工監理リスク	施工監理に関するもの		○
		性能リスク	要求性能不適合		○
		施設損傷リスク	運営維持業務の開始前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○
		運営・維持管理業務段階	運営維持業務の開始遅延リスク	国の事由による運営維持業務の開始の遅延	○
上記以外の場合による運営維持業務の開始の遅延				○	
運営	施設管理リスク		施設内における事故、トラブル等(指示ミス等国の責めによるもの) 施設内における事故、トラブル等(上記以外の事業者の責めによるもの)	○	 ○
	ダム運用リスク		事業者の事業実施により下流域に被害をもたらすリスク		○
	インバランスリスク		計画値同時同量制度への対応		○
	維持管理		計画変更リスク	国の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○
性能リスク			要求性能不適合		○
施設瑕疵リスク			事業関連施設の隠れた瑕疵に起因して生じる損失	※2	※2
運営維持業務費の変動リスク			国の責めによる事業内容・用途変更等における運営維持業務費の増加	○	
			上記以外の運営維持業務費の増加		○
施設損傷リスク			劣化による施設の損傷		○
			運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷(国の責めによるもの)	○	
			運営維持業務開始前の事故・火災による施設の損傷(事業者の責めによるもの)		○
修繕費増大リスク	大規模修繕に関するもの			○	
収入変動リスク	発電に必要な水量の変動(提案時からのダム操作規則・操作規定の改定及び運用の変更に起因するもの)		○		
	発電に必要な水量の変動(上記以外のもの)			○※3	
	再生可能エネルギーの買取価格の減少			○	
	再生可能エネルギーの買取期間の短縮			○※4	
段階終了	終了手続き関連リスク		事業終了時の手続に関する諸費用		○

※1 例えば、資材置き場、現場事務所を発電施設整備予定地以外に設置する場合。

※2 個別事象毎に国及び事業者で協議を行い、取扱いを決定する。

※3 降雨・降雪量の変動に伴い、年間の発電量に増減が生じ、特に渇水年では想定される発電量が確保できない場合を含む。

※4 運転開始期限を超過した場合等。